

令和6年度契約状況実態調査の結果について

本県では、公共調達の競争性、透明性を確保するため、契約状況の実態把握に努めています。

また、令和4年度に制定した「滋賀県が締結する契約に関する条例」第15条および「滋賀県の契約に関する取組方針」に基づき標記調査を実施しており、その概要は以下のとおりでありますので報告します。

1 概要

(1) 調査対象

物品、委託および工事に係る全ての契約

(ただし、物品については1案件の当初契約金額が50万円未満のもの、委託については1案件の当初契約金額が10万円未満のものを除く。)

(2) 結果概要

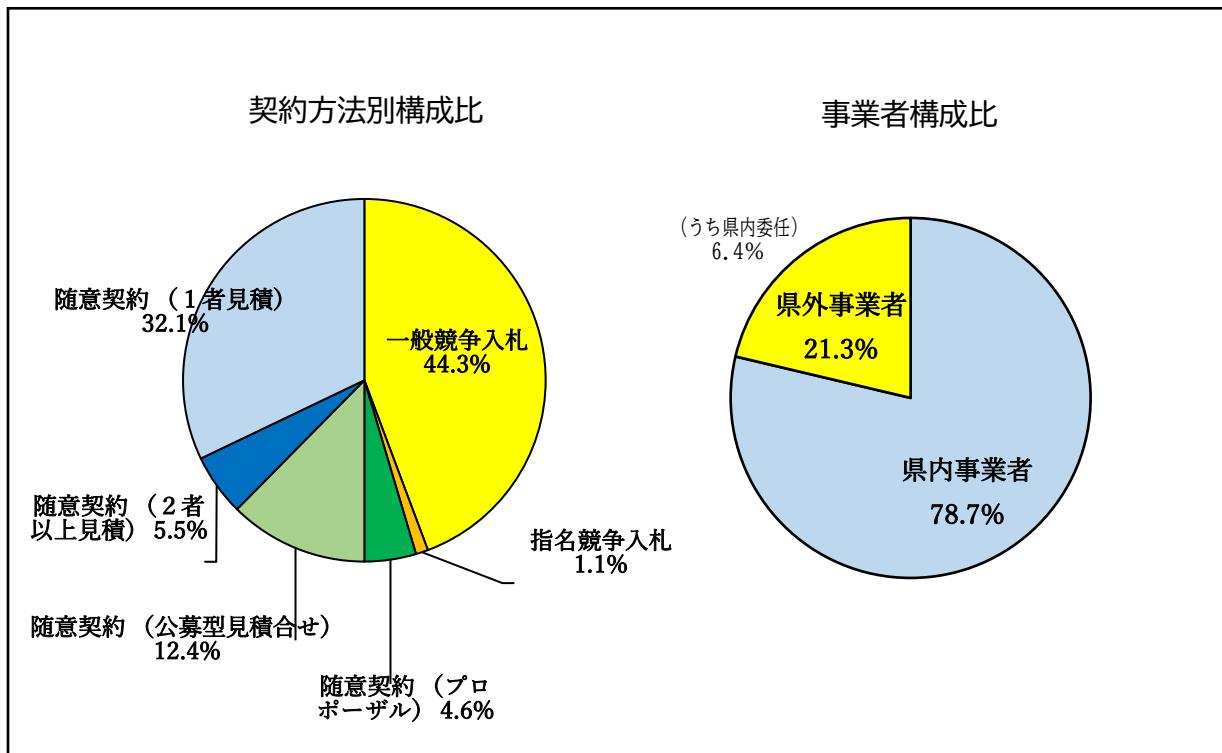
- 令和6年度の契約件数は5,917件であり、このうち「一般競争入札」は44.3%、「指名競争入札」は1.1%となっています。
調査開始時と比較して、「一般競争入札」の割合が0.7%から44.3%に増加、「指名競争入札」が48.9%から1.1%に減少し、より競争性の高い「一般競争入札」への移行が進んでいます。
- 「随意契約」は54.6%となっており、このうち競争性のある「プロポーザル」および「公募型見積合せ」を合わせた割合は16.9%となっています。
また、「1者見積」の割合は32.1%となっており、その理由は「性質または目的が競争入札に適さないもの」が最も多くなっています。
- 契約の相手方については、「県内事業者」が78.7%、「県外事業者」が21.3%となっています。

| 契約方法 | R6年度 | | R5年度 | | R4年度 | | H18年度 (調査開始年度) | |
|--------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|------------|-------------------|------------|
| | 件数 (件) | 構成比 (%) | 件数 (件) | 構成比 (%) | 件数 (件) | 構成比 (%) | 件数 (件) | 構成比 (%) |
| 一般競争入札 | 2,621 | 44.3 | 2,639 | 45.3 | 2,645 | 44.6 | 40 | 0.7 |
| 指名競争入札 | 67 | 1.1 | 49 | 0.8 | 68 | 1.1 | 2,939 | 48.9 |
| 随意契約 | プロポーザル | 270 | 4.6 | 276 | 4.7 | 284 | 4.8 | 93 |
| | 公募型見積合せ | 734 | 12.4 | 762 | 13.1 | 689 | 11.6 | なし |
| | 2者以上見積 | 326 | 5.5 | 307 | 5.3 | 348 | 5.9 | 1,081 |
| | 1者見積 | 1,899 | 32.1 | 1,798 | 30.8 | 1,895 | 32.0 | 1,852 |
| | 小計 | 3,229 | 54.6 | 3,143 | 53.9 | 3,216 | 54.2 | 3,026 |
| 合計 | 5,917 | — | 5,831 | — | 5,929 | — | 6,005 | — |

| 事業者 | R6年度 | | R5年度 | | R4年度 | | H23年度 (調査開始年度) | |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------------------|-------|
| うち契約相手方が県内事業者 | 4,658 | 78.7 | 4,521 | 77.5 | 4,652 | 78.5 | 4,181 | 78.3 |
| うち契約相手方が県外事業者 | 1,259 | 21.3 | 1,310 | 22.5 | 1,277 | 21.5 | 1,162 | 21.7 |
| (県外事業者のうち県内委任) | (379) | (6.4) | (441) | (7.6) | (426) | (7.2) | (507) | (9.5) |

※四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

◆契約方法等の構成比（令和6年度）



2 今後の取組について

- 契約方法の原則は一般競争入札であることから、適正な入札手続が行われるよう、入札案件の審査や研修等を通じて職員の知識向上に努めます。
また、法令により例外的に認められている随意契約に対する理解促進と、随意契約の厳格適用に向けた事前チェックリストの活用を図ります。
- 発注に当たり、県内事業者の受注機会の増大を図るよう努めており、県内事業者優先等を定めた発注ルールの周知徹底に努めます。
- 賃金や物価の上昇局面にあり、最新の実勢価格や労務費等を踏まえた予定価格等の積算がより一層重要であることから、通知等により庁内への周知を行います。
また、適正な履行の確保や適切な価格転嫁の観点から、本年9月1日に策定した「委託・役務業務等の請負契約における最低制限価格制度の活用に係る指針」の積極的な活用を呼びかけます。